

東京における自然の保護と回復に関する条例（抜粋）

（平成 12 年東京都条例第 2 1 6 号）

改正 平成 14 年 3 月 29 日東京都条例第 6 3 号

平成 15 年 3 月 14 日東京都条例第 3 6 号

平成 16 年 10 月 14 日東京都条例第 141 号

平成 27 年 3 月 31 日東京都条例第 6 7 号

（東京都自然環境保全審議会）

第 12 条 自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 51 条第 1 項の規定に基づき、都における自然の保護と回復に関する重要な事項を調査審議するため、知事の附属機関として、東京都自然環境保全審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、自然の保護と回復に関する次に掲げる事項を調査審議する。

一 施策の方針に関すること。

二 第 17 条第 1 項の保全地域及び第 18 条第 1 項の保全計画に関すること。

三 第 39 条第 1 項の東京都希少野生動植物種及び第 43 条第 1 項の東京都希少野生動植物保護区並びに第四十四条の保護増殖事業に関すること。

四 第 47 条第 3 項(第 48 条第 3 項及び第 49 条第 3 項において準用する場合を含む。)の許可に関すること。

五 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)及び温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)の規定によりその権限に属する事項に関すること。

六 東京都自然公園条例(平成 14 年東京都条例第 95 号)の規定によりその権限に属する事項及び自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 9 条第 2 項の国立公園に関する公園事業に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、重要事項に関すること。

3 審議会は、自然の保護と回復に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

4 審議会は、28 人以内の委員で組織する。

5 審議会の委員の任期は、2 年とする。

6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 審議会の委員及び臨時委員は、都民及び自然の保護と回復について学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

8 審議会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。

9 第四項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。